

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努める。
なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進める。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努める。

区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置は、実施計画を策定し、それに基づき進めていきます。実施計画は、原則として5か年を計画期間とし、児童生徒数の動向などを踏まえ、策定から3年目に見直しを行います。

第2章 第一次実施計画の基本的な考え方

1 計画期間

区立学校適正配置第一次実施計画（以下「第一次実施計画」とする。）の計画期間は、平成19年度から23年度までとします。なお、児童生徒数の動向などを踏まえ、平成21年度に見直しを行い、22年度から26年度までを計画期間とする第二次実施計画を策定します。

2 基礎とした数値

第一次実施計画の検討にあたっては、平成24年度の児童生徒数および学級数の推計（平成19年度東京都教育人口推計。以下「都教育人口推計」とする。）を基礎数値として使用しました。都教育人口推計では、住民基本台帳に基づく就学予定者数、現在の児童生徒数および今後の集合住宅計画の有無などを考慮して推計を行っています。

都教育人口推計によると、練馬区では平成24年度に、小学校の過小規模校が14校、過大規模校が1校となり、中学校の過小規模校が16校、過大規模校が1校となる見込みです〔資料編の資料5を参照〕。

3 計画の対象校

教育委員会では、基本方針に沿って、以下のとおり第一次実施計画の対象校を選定しました。

(1) 小学校

① 過小規模校（14校）

過小規模校のうち、10学級と11学級の学校（7校）については、今後の児童数および学級数の推移を見ることにしました。

次に、9学級以下の過小規模校（7校）について検討を行いました。その中で、光が丘第二小学校、光が丘第四小学校、光が丘第五小学校、光が丘第七小学校、田柄第三小学校の5校については、隣接校との統合により適正規模を確保することにしました。

旭丘小学校（7学級）については、通学区域の変更により適正規模を確保することが難しく、校舎の改築時に隣接校との統合を検討する必要があります。また、光が丘第八小学

校（6学級）については、通学区域の変更により適正規模を確保することが難しく、隣接校との統合も、施設規模の面から現段階では難しい状況です。そのため両校については、第一次実施計画の対象としないことにしました。

光が丘第三小学校については10学級ですが、隣接校である光が丘第四小学校の適正規模を確保するため、統合の対象としました。また、光が丘第一小学校および光が丘第六小学校については適正規模を維持していますが、隣接校の光が丘第二小学校および光が丘第五小学校の適正規模を確保するため、統合の対象としました。

② 過大規模校（1校）

過大規模校の中村小学校については26学級ですが、通学区域外からの就学を極力抑えることにより、今後、適正規模に近づくと判断し、第一次実施計画の対象としないことにしました。

(2) 中学校

平成17年4月から、中学校に入学する生徒を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる学校選択制度を実施しています。この制度の導入からまだ3年しか経過していないことや学校選択制度の検証を行う必要があることから、中学校については第一次実施計画の対象としないことにしました。

(3) 幼稚園

幼稚園については、今後、教育委員会において就学前教育の充実および区立幼稚園のあり方などについて検討し、その結果を踏まえて、幼稚園の適正配置を検討する必要があることから、第一次実施計画の対象としないことにしました。

第3章 第一次実施計画の内容

1 概要

光が丘地区の小学校の適正規模を確保するため、平成22年4月、小学校8校を4校に統合します。統合の対象校、統合の組み合わせ、統合新校の児童数・学級数、統合新校の位置および統合の実施時期は、5ページの【統合の組み合わせおよび実施時期など】のとおりです。また、通学区域の変更箇所は、5ページの【通学区域の変更箇所】のとおりです。

統合にあたっては、住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえて、統合の組み合わせを選定しました。